

12月議会の市長提出議案より



1、公民館使用条例の一部改正 → 付帯決議のついた同議案に賛成
会議室等使用料の値上げ。最大1.5倍以上になる場合あり。現在の公民館登録グループに対する使用料の減額や免除の措置については引き続き見直し検討。

- * 今回の条例改正案は、公民館登録団体のあり方についての議論が終わらぬまま会議室等の使用料値上げだけを先行させるものでした。引き続き減免措置がある登録団体と値上げされる一般利用者との公平性や受益者負担をどう考え、社会教育施設としての公民館のあり方については検討が必要であり、同様の内容を含んだ付帯決議が付けられたことは当然の結果と考えます。

付帯決議とは、議会や委員会で審議・審査される事案の議決の際、その事案に付けられる、市への意見や要望の決議のこと。法的拘束力はないが、意思決定機関である議会のからの決議は事実上の影響力がある。

2、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者の指定 → 賛成
川越駅西口にH27年にオープン予定のホールなどの施設管理・運営等の指定管理者が決定
団体名 NeCST(ネクスト)
構成員代表者 日本環境マネジメント(株)・・・統括
構成員 (株)コングレ・・・運営 (株)NTTファシリティーズ・・・管理 (株)テレビ埼玉ミュージック・・・広報、企画営業

3、川越駅西口駅前広場改修工事請負契約の変更 → やむを得ず付帯決議をつけた同議案に賛成

- * 当初の工事に伴いバス路線の変更が生じましたが、変更後、路線周辺住民から苦情等があり路線を再変更。しかしこれに伴い、作業場のスペース等に問題が生じ、工法変更・交通誘導員の増員で約8千万円の増額。また、当初想定していた市内に残土処分場が見つからず、市外処分場へ変更で2千万円の増額が必要となりました。しかし、住民説明や工程管理も十分とは言えず、議会への報告もなされず、同議案が可決されなければ工事が中断する事態が想定される中での議論でした。私が所属する産業建設委員会で多くの議論が行われ、可決し以下の付帯決議を付けました。

この議案の付帯決議(要旨) →

川越駅西口駅前広場は川越市の玄関口であり、市の拠点施設として今の市制及び行政に大きく寄与する重要な事業である。しかしながら、市の工程管理は十分でなく、早い段階から種々の変更が生じていたにもかかわらず、これまで市から議会に対して報告がなされず、本議会に至ったことは、はなはだ遺憾である。よって今後このようなことがないように以下要請する。

市議会からの4つの要請 →

- ・ 設計段階から、十分に関係団体と協議を行うとともに、地元への丁寧な説明に努めること。
- ・ 工事執行にあたっては、工程を明確にするとともに、再発防止のための仕組みの見直しを含めた対策を講ずること。
- ・ 本工事の残土処分については、引き続き請け負い業者と協議を行うこと。
- ・ 本工事の執行にあたっては、作業時間にも配慮し、適正な安全管理に努めること。



以下の請願の紹介議員になりました

件名: 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための制定を求める意見書の提出を求める請願書

請願者: 生活クラブ生活共同組合・埼玉 川越支部代表

(要旨)現在の法律では、リサイクルに必要なコストの多くを自治体が税負担でまかなっており、製品価格に内部化されていません。このため事業者が発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとする誘引が働かず、3R(発生抑制→再使用→再資源化)の優先順位のうち、再資源化(リサイクル)に偏っています。

環境負荷を減らすことは急務であり、拡大生産者責任の強化等、発生抑制や再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を国会及び関係行政庁に提出することを求めます。

請願とは、国または地方公共団体の機関に対して意見や希望を述べることを言います。地方自治法の規定により提出には紹介議員を必要とし、提出された請願は、所管の常任委員会に審査を付託し審査結果を本会議に報告し、議会としての採択、不採択の決定をします。

請願の取り扱いの流れ

- ・ 市議会に請願を提出(紹介議員が必要)
- ・ 所管の常任委員会に付託され審議
- ・ 今回は保健福祉常任委員会で請願が採択
- ・ 本議会で採択
- ・ 同委員会が意見書案を議会に提出
- ▼ 議会として意見書提出を可決